

## 申請等手続に係る押印等の見直しについて

申請や届出などの窓口及び内部処理の手続(以下「申請等手続」という。)に係る押印等の見直しについて、次のとおり報告する。

### 1 押印等の見直しをめぐる国及び東京都の動向

#### (1) 国

新型コロナウイルス感染拡大の防止及び行政サービスのデジタル化等の促進のため、行政手続における押印等の見直しを行い、地方自治体にも国の取組に準じて押印等の見直しに積極的に取り組むよう求めている。

#### (2) 東京都

デジタルトランスフォーメーションの推進に向け、ペーパーレス、はんこレス、FAXレス、キャッシュレス、タッチレスの「5つのレス」の徹底方針を定め、取組を進めている。

### 2 区における対応について

#### (1) 申請等手続に係る押印等の廃止に関する指針の策定と見直しの実施

区民の負担の軽減、サービスの向上、事務の効率化を図ることを目的として、申請等手続に係る押印等の廃止に関する指針(別紙のとおり)を定め、以下の手続の見直しを実施した。

##### ア 押印、署名による手続

押印及び署名を求めているもののうち、区が要否を決定することができるものは、区民の負担軽減となるよう押印及び署名の手続を廃止する。

##### イ 書面、対面による手続

区民サービスの向上及び事務の効率化のため、申請等手続を原則電子化し、簡易的に手続が行えるよう努めることとする。

#### (2) 押印の廃止状況

上記(1)による見直しの結果、従前押印を求めていた手続1,069件のうち、令和3年12月時点において廃止した手続は249件、今後廃止する予定の手続は401件、引き続き押印が必要な手続は419件となった。

### 3 今後の取組

国や都等の規定により押印等が必要な手続については、規定が見直された後、速やかに押印等を廃止する。

また、押印等を廃止した手続については、原則、申請書、届出書等の電子化を進め、電子申請等を活用することで、簡易的に手続が行えるよう努めていく。

## 申請等手続に係る押印等の廃止に関する指針

## 1 目的

この指針は、申請や届出などの窓口及び内部処理の手続（以下「申請等手続」という。）における、申請書、届出書等（以下「申請書等」という。）の押印、署名、書面及び対面での手続の廃止に関する区の基本方針を定めることにより、区民の負担の軽減、窓口サービスの向上、事務の効率化を図ることを目的とする。

## 2 押印の廃止について

## (1) 押印廃止の基本方針

申請等手続において、押印を求めているもののうち、区が要否を決定することができるものは、区民の負担軽減となるよう押印の手続を廃止する。

## (2) 押印を廃止する申請書等

次の各号のいずれかに該当する内容のものを除き、本人確認の手段等の要否を検討の上、押印を廃止する。

- ア 国の法令及び都の条例・規則等により押印が定められているもの又は押印について監督官庁から通達等により行政指導があるもの
- イ 本区以外の組織・団体から押印が義務付けられているもの
- ウ 登記印又は登録印を押印しており印鑑証明を求めているもの
- エ 本人確認の必要があり、押印以外の方法で本人確認を行うことができないもの
- オ 押印を廃止することで本人及び第三者の権利・利益、その他行政の公正性を損なうおそれがあるもの

## 3 署名の廃止について

## (1) 署名の廃止の基本方針

申請等手続において、署名を求めているもののうち、区が要否を決定することができるものは、区民の負担軽減となるよう署名の手続を廃止する。

## (2) 署名を廃止する申請書等

次の各号のいずれかに該当する内容のものを除き、署名を廃止する。

- ア 国の法令及び都の条例・規則等により署名が定められているもの又は署名について監督官庁から通達等により行政指導があるもの
- イ 本区以外の組織・団体から署名が義務付けられているもの
- ウ 本人の意思確認の方法として、特に必要とするもの
- エ 署名を廃止することで本人及び第三者の権利・利益、その他行政の公正性を損なうおそれがあるもの

## 4 書面、対面廃止の基本方針

区民サービスの向上及び事務の効率化のため、申請等手続を原則電子化し、簡易的に手続が行えるよう努めることとする。